

半田市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年一月五日

半田市長 久世 孝宏

半田市条例第二号

半田市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 半田市特別職員の給与に関する条例（昭和二十九年半田市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表十二月一日の項中「 $\frac{172.5}{100}$ 」を「 $\frac{177.5}{100}$ 」に改める。

第二条 半田市特別職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表中「 $\frac{172.5}{100}$ 」を「 $\frac{175}{100}$ 」に、「 $\frac{177.5}{100}$ 」を「 $\frac{175}{100}$ 」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の半田市特別職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の半田市特別職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。